

4. ものを大切にするまち 《循環型社会*の構築》



地球の資源には限りがあります。大切な資源を枯渇させないために、持続可能な循環型社会*の構築をめざし、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれの役割分担を明確にしながらか廃棄物の発生抑制（リデュース*）、再使用（リユース*）、再資源化（リサイクル*）の推進に取り組みます。

🌲 現状と課題

（1）廃棄物の削減

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムは、物質的な豊かさを享受する一方で、廃棄物の増加に伴い、最終処分場*の不足や不法投棄など、様々な環境問題を生じさせています。本市においても、樋沢最終処分場*の残容量がひっ迫するなど、同様の問題を抱えています。このため、「家庭ごみの有料化」などを通じて廃棄物を削減することが、より一層重要になっています。

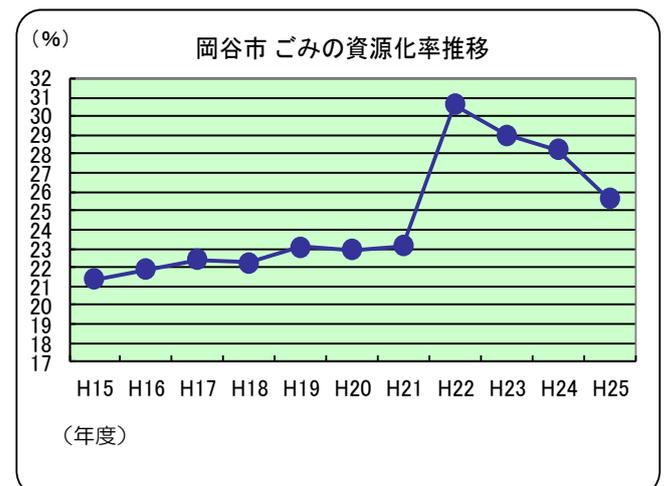
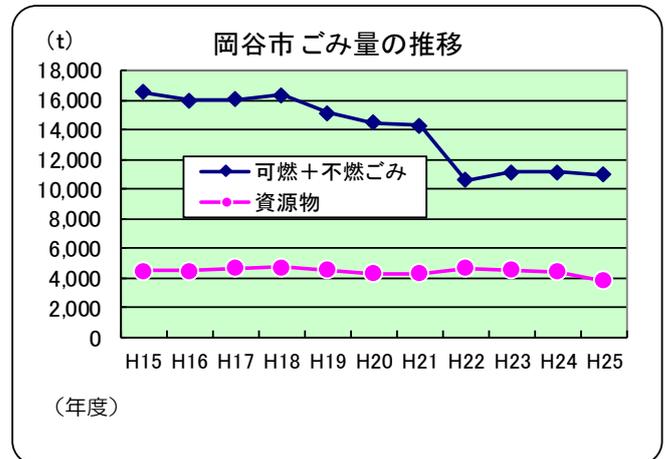
（2）ごみ量の推移

本市のごみ排出量は、平成 22（2010）年4月から実施した、家庭ごみなどの有料化に伴い大幅に減少しましたが、今後さらなる資源化の推進や、燃えるごみに含まれる資源物の分別への取組が必要です。

〔右 グラフ参照〕

（3）ごみ減量化の施策

家庭ごみ有料化により、排出量に応じたごみの処理手数料を徴収して負担の公平性を確保するとともに、生ごみのリサイクル*や資源物の分別回収を通じて、3R*（リデュース*、リユース*、リサイクル*）を推進し、ごみの減量やリサイクル*の意識を高めることが必要です。

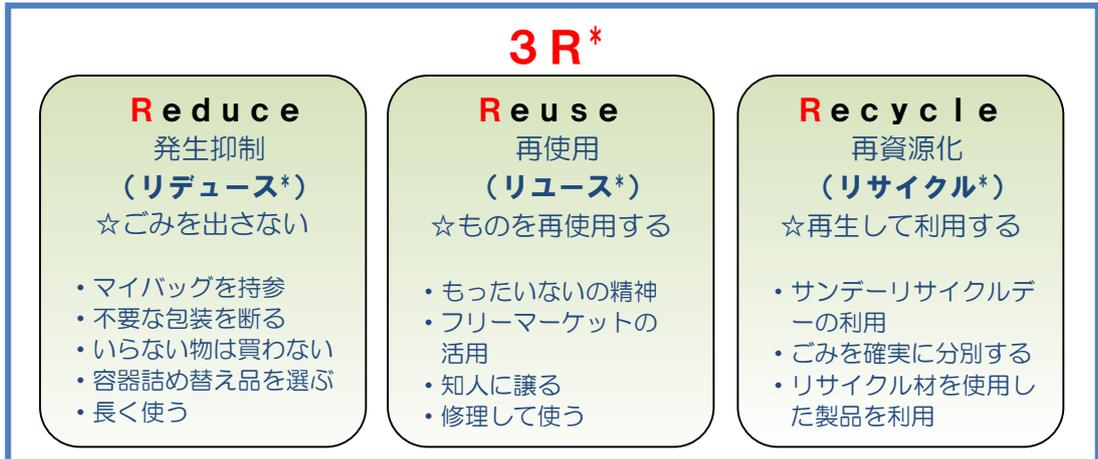


🌲 施策と取組

(1) 廃棄物の削減

① 3R*の推進

- ・3R*が浸透するよう、広報、分別講習会などを通じて周知するとともに、市民、事業者、行政が一体となり、役割を明確にして3R*に積極的に取り組むよう、啓発活動の充実を図ります。



② 再資源化（リサイクル*）の推進

- ・可燃ごみ発生量を減少させるため、特に再資源化（リサイクル*）の促進に取り組みます。
- ・廃棄物減量のため、プラスチック類などのリサイクル*の研究に取り組みます。
- ・生ごみのリサイクルを定着させ、コンポスト（堆肥化）や処理器などによる資源化の促進を図ります。
- ・使用済小型家電*の試験的な回収に取り組むなど、小型家電に含まれるレアメタル*（希少金属）などの有用金属*を再資源化（リサイクル*）することにより、資源の有効利用を図ります。
- ・廃棄物の処理と再資源化のシステムについて、『湖周ごみ処理基本計画』に基づき、広域的な取組を進めます。

③ 家庭ごみの有料化の定着

- ・排出量に応じたごみ処理手数料を徴収して負担の公平性を確保し、ごみの減量やリサイクル*の意識を高め、発生を抑制します。

④ ごみの収集の円滑化・効率化

- ・指定ごみ袋の使用や、資源物の定められた排出方法により、収集の円滑化、効率化を図ります。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

① 廃棄物の適正処理と施設の維持管理

- ・『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、適正な処理に努めます。
- ・樋沢最終処分場*の適正な維持管理に努めます。

② 廃棄物処理の広域化の推進

- ・経済性、効率性の面から湖周3市町の広域処理施設の整備を推進します。

③ 産業廃棄物*の処理

- ・事業者に対し、産業廃棄物*の削減や適正処理の遵守および再資源化の促進を働きかけます。

 目標指標・数値

《指標名》

- (1) 可燃ごみ発生量
- (2) 一人1日あたりの生活ごみ排出量
(家庭系可燃ごみ+家庭系不燃ごみ) ÷ 人口 ÷ 365 日
- (3) 資源化率
総ごみ量に占める資源物の割合。

《目標値》

指標名	実績	目標値
	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1) 可燃ごみ発生量	10,834 t	10,000 t
(2) 一人1日あたりの生活ごみ排出量	426 g / 一人・日	400 g / 一人・日
(3) 資源化率	25.64%	41.06%

 目標達成のために必要な取組

《市民のみなさんは》

ものを大切にする生活様式の見直し

- ・「もったいない」の精神を大切にし、ものを大切にする心を育みましょう。
- ・ものを大切に扱い、より長く使用しましょう。
- ・ペットボトルなどの使い捨て商品の購入を控え、長く繰り返し使える商品、詰め替えのできる商品を利用し、容器の廃棄を抑えましょう。
- ・衝動買いをしないよう心がけましょう。

廃棄物を出さない生活様式と行動

- ・日常生活において、常に「3R*の精神」を意識し、励行しましょう。
- ・マイバッグ（買い物袋）を持参し、また過剰包装を断るなど環境に配慮した買い物をしましょう。
- ・生ごみの発生を抑えるよう、買い物や調理の工夫など環境にやさしいクッキング*（買いすぎない、食事を作り過ぎない、食べ残さない）に努めましょう。
(リデュース*の推進)

不要物の再使用

- ・不要となったものは、他人に譲ったり、フリーマーケットに出したりするなど、再使用の道を探りましょう。(リユース*の推進)

再資源化のための正しい分別と、適正な排出処理の実践

- ・不要となったものは資源になるものを分別し、リサイクル*されるよう正しい方法で排出しましょう。

- 販売店における食品トレイ、ペットボトル、紙パックなどの回収や、自動販売機の回収ボックスによる回収を有効利用しましょう。(リサイクル*の推進)
- 生ごみはコンポスト容器、電動式生ごみ処理器、ディスポーザー*排水処理システムなどを利用して堆肥化しましょう。堆肥として自家利用できない場合は農業者などに譲るなど、有効に再利用しましょう。
- 家電製品は、適正な再生処理や再資源化がなされるよう、家電リサイクル法など法律で定められた方法で処理し、リサイクル料金は正しく支払いましょう。

再生品、または再生材を使用した製品の積極的利用

- エコマーク*製品や、再生材料を使用している表示のある製品の購入に努めましょう。

エコマーク*：環境への負荷が少ない商品。



再生紙使用マーク：古紙配合率を示す。



問い合わせ：(財)日本環境協会エコマーク事務局

廃棄物の正しい分別と、収集体制への協力

- 廃棄するときは、リサイクル*を容易にするために、リサイクル識別表示マークにより分別しましょう。

主な表示マーク



問い合わせ：(財)日本環境協会エコマーク事務局

- 生ごみリサイクル事業に積極的に協力しましょう。
- 分別回収や、サンデーリサイクルデーを有効に活用しましょう。
- 粗大ごみが発生した場合には適正に処理し、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- 使用済小型家電*は適正に処理しましょう。
- 家庭で使う食用油は、残さず使い切りましょう。やむを得ず廃棄される場合は適切に処理しましょう。

《事業者のみなさんは》

開発、製造、販売する商品の資源有効利用

- ・開発製品（商品）は、製品の製造から廃棄までの環境に与える影響を数値化するライフサイクルアセスメント*手法（略称：LCA）を導入すると、環境負荷を低減することが可能です。
- ・開発製品（商品）はコンパクト設計とし、材料の使用を最小限にした省資源*型ものづくりを進めましょう。
- ・開発製品（商品）は長期間使用できる長寿命設計とし、また可能な限り再生材を使用しましょう。
- ・製品の過剰な型式変更（モデルチェンジ）は控えましょう。
- ・分解しやすく、再利用、再生使用しやすい製品開発に努めましょう。
- ・製品の修理など、アフターサービスの体制を整え、対応しましょう。

製品に使用する部材の有害物質非含有化

- ・製品が廃棄される際、再資源化を容易にするため、有害物質を含有しない部材を使用しましょう。

販売商品に使用する梱包・包装材の最少化、これの再利用、または再生使用

- ・製品を保護する梱包、包装材は、必要最低限の容積と材料にしましょう。
- ・梱包、包装材は再生可能な材料を選択し、可能であれば自社で再利用しましょう。

販売商品廃棄時のリサイクルシステムの構築と運用

- ・家電リサイクル法など、法に定めるリサイクル*のほか、自社製品のリサイクルシステムを構築しましょう

製造・サービス・その他すべての活動における廃棄物の発生抑制

- ・グリーン購入*を推進しましょう。
- ・詰め替え、補充方式の採用により、使い捨て商品の購入、使用を控え、廃棄される容器を減少させましょう。
- ・片面使用済み用紙の裏面使用、両面コピーを徹底しましょう。
- ・事業所内の報告、承認などは電子決裁システムにし、ペーパーレスの仕組みをつくり運用しましょう。
- ・仕入先からの部品の購入時、使い捨ての包装やダンボールに替えて、通い箱を採用しましょう。

産業廃棄物*の削減

- ・製造プロセスにおいては、切りくずや加工片などのスクラップが発生しないよう、また廃水や廃油が出ない工程設計をしましょう。
- ・発生したスクラップや廃水、廃油など、すべての産業廃棄物*は事業所内または外部でリユース*、またはリサイクル*の方法を研究し処理しましょう。

食品小売業、食品加工、飲食業者の計画的仕入れなどによるリデュース*の推進

- ・事業所は、『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律』（略称：食品リサイクル法*）にのっとり、食品廃棄物の発生抑制に努めましょう。
- ・適正な仕入れにより、売れ残りや賞味期限切れなどによる食品廃棄物の発生を抑制しましょう。

- ・調理くずが発生しないように工夫しましょう。
- ・使い捨ての割り箸はやめ、繰り返し使用できる箸に切り替えましょう。

食品小売業、食品加工、飲食業者の食品廃棄物のリユース*、リサイクル*の推進

- ・食品関連事業者は、『食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律』（略称：食品リサイクル法*）にのっとり、食品廃棄物の再生利用などを促進しましょう。
- ・調理くず、または食品廃棄物は、直接有効利用する方法として畜産農家などに対し、飼料として再利用できるよう利用先を探して提供しましょう。
- ・直接処分できない場合は、自社処理や業者委託による堆肥化、または肥料化してリサイクル*しましょう。

産業廃棄物*の処理

- ・産業廃棄物*は適正に処理し、不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
- ・産業廃棄物*の発生抑制に努め、管理や処理にあたっては関係法令を遵守しましょう。
- ・産業廃棄物*の処理の委託にあたっては、委託業者と書面による契約を締結したうえで、産業廃棄物管理票*（マニフェスト）を交付し、さらに最終処分若しくは資源化まで適正に処理されていることを実地で確認しましょう。

廃棄物のゼロエミッション*を指向

- ・事業活動においては廃棄物が発生しないよう工夫し、発生した不用物（廃棄物）は、他の産業における有効利用先を探し、廃棄物ゼロを目標にしましょう。